

考査 B

(令和 6 年)

受 檢 地	受 檢 番 号	氏 名	
	頭符号()		※この欄には記入しないこと。

答 案 用 紙

令和6年 考査B
建築計画1

(い)	(ろ)	(は)	(じ)								
審査対象項目	適合○ 不適合×	<ul style="list-style-type: none"> 理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) 許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目) 	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号								
1 建蔽率			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								
2 建築物の各部分 の高さ (道路高さ制限、 隣地高さ制限、 北側高さ制限)			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4								
5	6	7	8								

建築計画 1

(い)	(ろ)	(は)	(に)
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
3 1階部分の軸組 の構造 (軸組の有効長さ)			
4 2階各居室の換 気開口			

建築計画 1

(い)	(ろ)	(は)	(に)
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
5 ホルムアルデヒド に関する有効 換気量			
6 用途地域内の 用途制限			

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(じ)								
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例) 令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号								
7	用途地域内の 用途制限			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									
8	建蔽率			<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4									
5	6	7	8									

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例) 令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
9	容積率			
10	道路高さ制限 (東側A道路、 南側B道路)			

建築計画2

(い)	(ろ)	(は)	(じ)
審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
10 ※前ページの続き 道路高さ制限 (東側A道路、 南側B道路)			
11 北側高さ制限			

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(い)
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
12	2以上の直通階段			
				※この欄には記入しないこと。
			1 2 3 4	
			5 6 7 8	
13	防火区画 (異種用途区画)			
				※この欄には記入しないこと。
			1 2 3 4	
			5 6 7 8	
14	廊下の幅			
				※この欄には記入しないこと。
			1 2 3 4	
			5 6 7 8	

建築計画2

	(い)	(ろ)	(は)	(じ)
	審査対象項目	適合○ 不適合×	・理由(「適合箇所及び適合となる理由」又は「不適合箇所及び不適合となる理由」) ・許容限度と計画の数値(計算式も明示すること。) (1~6及び8~11の項目)	根拠規定 (例)令第○条第○項第○号 法別表第○ ○項 令和○年告示第○号
15	飲食店(喫茶スペ ース)部分の内装 制限			
16	非常用の照明装 置			
17	階段の幅			

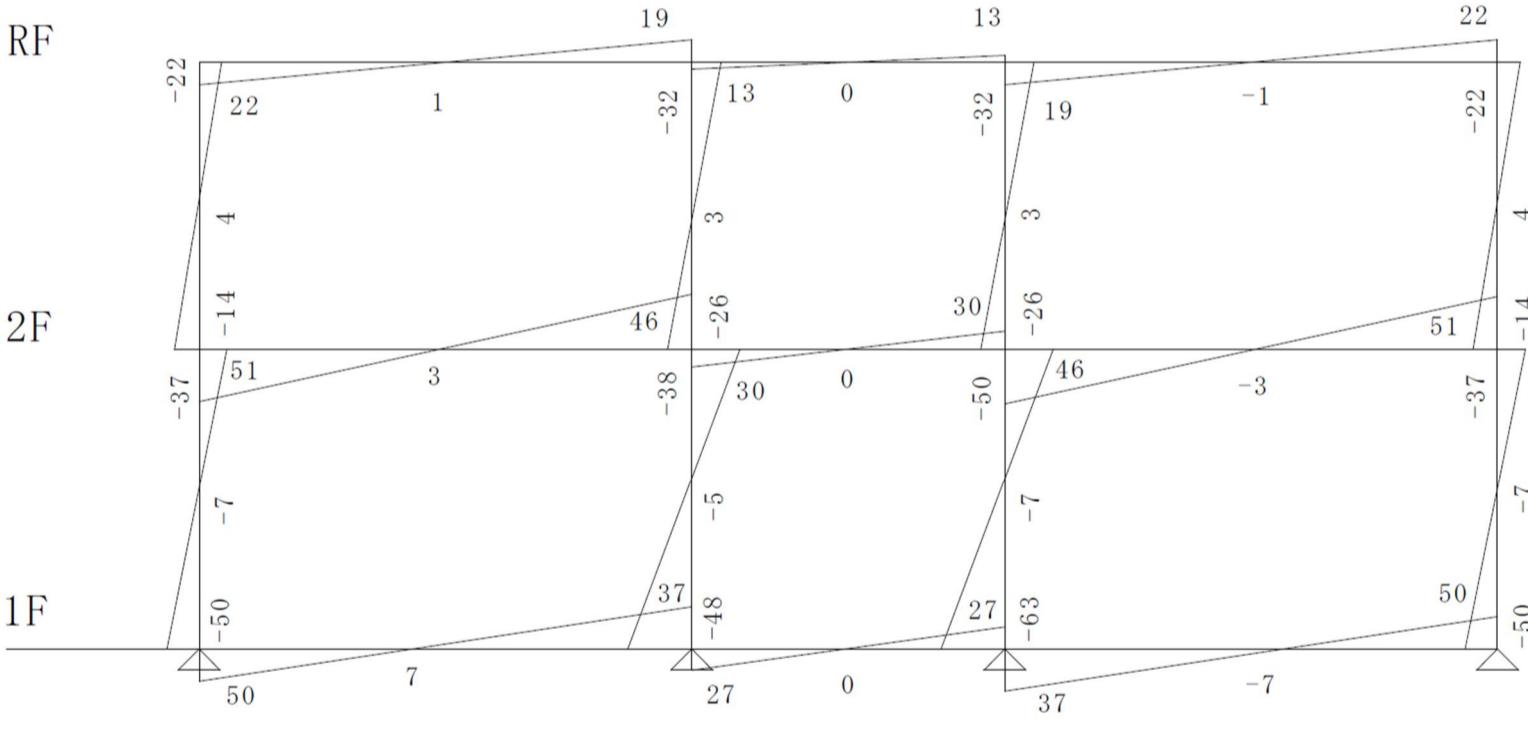
建築計画3（構造審査）

設問1. 構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)に係る審査

審査	(い)	(ろ)	(は)				
	審査対象項目	適切○ 不適切×	・理由（「適切とする理由」又は「不適切とする理由」） (判断根拠となる数値又は数式も理由に記入)				
構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査	設計用一次固有周期Tの数値		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4
1	2	3	4				
Rtの数値		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4	
1	2	3	4				
地震層せん断力Qiの数値		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	1	2	3	4	
1	2	3	4				

建築計画3（構造審査）

設問2. 構造計算書(令第82条第二号の規定に基づく地震時の応力計算)に係る審査

審査	(イ)	(ロ)	(ハ)								
	審査対象項目	適切○ 不適切×	・理由（「適切とする理由」又は「不適切とする理由」） (判断根拠となる数値又は数式も理由に記入)								
	曲げモーメント <Y2フレーム>										
	せん断力 <Y2フレーム>		<p>※この欄には記入しないこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td></td><td></td></tr> </table>	1	2	3	4	5	6		
1	2	3	4								
5	6										
(イ)											
	・不適切な箇所 (明らかに不適切な箇所がある場合は、不適切な箇所の数値又は接点を○印で囲むこと（2箇所以上ある場合は、全て囲むこと。）)										
構造計算書の結果に係る適切・不適切の審査	曲げモーメント(左方向から右方向に加力) <Y2フレーム>										
											
せん断力(左方向から右方向に加力) <Y2フレーム>											
